

沖縄県警察職員の財産形成貯蓄事務取扱要領の制定について

発出年月日：昭和52. 7. 16

文書番号：沖例規厚2

公表範囲：概要

沖縄県警察職員の財産形成貯蓄事務取扱要領を別紙のとおり定め、昭和52年7月20日から実施することにしたので、下記事項に留意し所属職員に周知、徹底を図るとともに、運用に誤りのないようにされたい。

福利厚生事業の一環として、勤労者財産形成促進法（昭和46年法律第92号）の規定に基づき、職員の財産形成の促進と生活の安定を図ろうとするものである。